

静岡県における鳥獣捕獲等事業の認定に係る手続要領

この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 第 1 項（第 18 条の 7 第 2 項又は第 18 条の 8 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき静岡県知事に対して行う申請並びに第 18 条の 7 第 3 項又は第 4 項の規定に基づき静岡県知事に対して行う届出の手続における細目を定めるものである。

なお、本文中引用する法令等については、次のように略す。

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）については、以下「法」という。
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）については、以下「省令」という。
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年静岡県規則第 44 号）については、以下「細則」という。

第 1 認定の申請

1 認定の手続き

法第 18 条の 3 の申請をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、次に掲げる申請書類 1 組を、A 4 判のファイルに次に掲げる順につづり、申請するものとする。

- (1) 申請書類チェック表（様式第 1 号）
- (2) 認定申請書【法第 18 条の 3 第 1 項、細則第 4 条】（細則様式第 4 号の 2）
- (3) 法人の定款又は寄附行為【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 1 号】
- (4) 法人の登記事項証明書の原本【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 1 号】
- (5) 役員及び事業管理責任者名簿【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 2 号】（様式第 2 号）
- (6) 事業管理責任者に関する書類（認定申請者の役員である場合はその旨を証する書類、認定申請者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の職員であることを証する書類、それ以外の場合は認定申請者が事業管理責任者を雇用していることを示す雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類）【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 3 号】
- (7) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟をする場合は、夜間銃猟安全管理規程を含む。）【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 4 号】
- (8) 事業管理責任者が省令第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 5 号】（様式第 3 号）
- (9) 捕獲従事者名簿【法第 18 条の 3 第 1 項第 3 号、法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 3 項】（様式第 4 号）
- (10) 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し（申請時点で有効なものに限る。）【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 6 号】
- (11) 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあっては、認定の申請に係る全ての銃ごとの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可に係る許可証（銃砲所持許可証）のうち、住所・氏名・写真のページ及び事業に使用する銃のページの写し（同項第 2 号の規定による許可の場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33

年総理府令第 16 号) 第 5 条第 2 項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)

【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 7 号】

- (12) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した省令第 19 条の 4 第 1 項第 6 号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類（有効期限が定められた資格等の場合にあつては、原則として有効期間内のものであることとし、再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合にあつては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講していることを要する。）。【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 8 号】
- (13) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 9 号】
- (14) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 9 号】
- (15) 夜間銃猟をする場合にあつては、事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し並びに講習の内容及び時間を記した書類【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 9 号】
- (16) 夜間銃猟をする場合にあつては、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が、「夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件」(平成 27 年環境省告示第 86 号) で定める要件を満たすことを証する次の書類【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 10 号、省令第 19 条の 5 第 1 項第 2 号】
 - ア 夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書(様式第 5 号)
 - イ 夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績(様式第 6 号)
 - ウ 夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書(様式第 7 号)
- (17) 研修に関する計画書【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 11 号】(任意様式)
- (18) 鳥獣の捕獲等に係る書類【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 12 号】(様式第 8 号)
- (19) 役員及び事業管理責任者が省令第 19 条の 8 第 3 号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 13 号】(様式第 9 号)
- (20) 省令第 19 条の 8 第 4 号に規定する損害保険契約書の写し【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 14 号】
- (21) 法第 18 条の 4 各号に該当しない者である旨の誓約書【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 2 項第 15 号】(様式第 10 号)
- (22) その他知事が必要と認める書類【法第 18 条の 3 第 2 項、省令第 19 条の 2 第 3 項】

2 申請方法

申請書の提出は、静岡県くらし・環境部環境局自然保護課(静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁西館 6 階)の窓口への持参により行うものとする。

第 2 申請を要する認定の変更

1 変更認定の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第 18 条の 3 第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項を変更し、法第

18条の7第1項の認定を受けようとする者は、次に掲げる申請書類1組を、A4判のファイルに次に掲げる順につづり、申請するものとする。

- (1) 申請書類チェック表（様式第1号）
- (2) 変更の認定申請書【法第18条の7第1項、細則第4条】（細則様式第4号の4）
- (3) 上記第1の1の(3)から(21)までのうち、当該変更に係る書類【法第18条の7第2項、省令第19条の11第4項】
- (4) その他知事が必要と認める書類【法第18条の7第2項、省令第19条の11第5項】

2 申請方法

上記第1の2に同じ。

第3 軽微な変更等

1 軽微な変更等の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第18条の7第1項ただし書及び省令第19条の10の軽微な変更並びに法第18条の3第1項第1号又は第6号に掲げる事項の変更をした者は、次の届出書類1組を、A4判のファイルに、次に掲げる順につづり、届け出るものとする。

- (1) 認定を受けた事項の変更届出書【法第18条の7第1項、法第18条の3第1項第1号又は第6号、省令第19条の10、細則第4条】（細則様式第4号の5）
- (2) 上記第1の1の(3)から(21)までのうち、当該変更に係る書類【法第18条の7第1項、法第18条の3第1項第1号又は第6号、省令第19条の12第1項】

2 届出方法

上記第1の2に同じ。

第4 事業の廃止

認定鳥獣捕獲等事業を廃止した者は、認定鳥獣捕獲等事業廃止届【法第18条の7第4項、細則第4条】（細則様式第4号の6）1通を届け出るものとする。

2 届出方法

上記第1の2に同じ。

第5 認定の有効期間の更新

1 更新の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第18条の8第3項の規定に基づき認定の有効期間の更新を受けようとする者は、次の申請書類1組を、A4判のファイルに、次に掲げる順につづり、申請するものとする。

ただし、下記(3)の書類については、既に静岡県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる【法第18条の8第6項】。

- (1) 申請書類チェック表（様式第1号）
- (2) 認定の有効期間の更新申請書【法第18条の8第2項、省令第19条の13第1項、細則第4条】（細則様式第4号の7）

- (3) 上記第1の1の(3)から(21)までのうち、変更した書類【法第18条の8第6項、省令第19条の13第3項】
- (4) 研修実施状況報告書【第18条の8第6項、省令第19条の13第3項】(様式第11号)
- (5) 法第18条の8第3項ただし書きに該当する場合にあつては、その理由書【法第18条の8第3項】
(任意様式)
- (6) その他知事が必要と認める書類【法第18条の8第2項、省令第19条の13第4項】

2 申請方法

上記第1の2に同じ。

附 則

この要領は平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要領は令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

申請書類チェック表

整理 番号	書類等	チェック (レ、/)
1	申請書類チェック表（様式第 1 号）	
2	認定申請書（細則様式第 4 号の 2）	
3	法人の定款又は寄附行為	
4	法人の登記事項証明書の原本	
5	役員及び事業管理責任者名簿（様式第 2 号）	
6	事業管理責任者に関する書類	
7	鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟をする場合は、夜間銃猟安全管理規程を含む。）	
8	事業管理責任者が省令第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書（様式第 3 号）	
9	捕獲従事者名簿（様式第 4 号）	
10	事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し	
11	銃砲刀剣類所持等取締法の銃砲所持許可証の写し	
12	救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類	
13	安全管理講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類	
14	技能知識講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類	
15	夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し並びに講習の内容及び時間を記した書類	
16	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書（様式第 5 号）	
17	夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績（様式第 6 号）	
18	夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書（様式第 7 号）	
19	研修に関する計画書（任意様式）	
20	鳥獣の捕獲等に係る書類（様式第 8 号）	
21	役員及び事業管理責任者の誓約書（様式第 9 号）	
22	損害保険契約書の写し	
23	申請者の誓約書（様式第 10 号）	
24	変更の認定申請書（細則様式第 4 号の 4）	
25	認定を受けた事項の変更届出書（細則様式第 4 号の 5）	
26	認定鳥獣捕獲等事業廃止届（細則様式第 4 号の 6）	
27	認定の有効期間の更新申請書（細則様式第 4 号の 7）	
28	更新申請期間に申請できない理由書（任意様式）	
29	研修実施状況報告書（様式第 11 号）	
30	その他知事が必要と認める書類	

役員及び事業管理責任者名簿

(年 月 日現在)

役員

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

事業管理責任者

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

様式第3号

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業管理責任者	住 所	
	氏 名	

次に掲げる業務を行うことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

捕獲従事者名簿

整理 番号	氏 名	生年月日	狩猟免許の 種 類	※銃器を使用する場合		救急救命講習 の受講の有無
				銃砲の種類	夜間銃猟をする者	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

- (注) 1 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
- 2 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
- 3 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライ

フル銃、空気銃等)を記載すること。

- 4 夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- 5 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

射撃技能を証明
する者

住 所	
所 属	
肩 書	
氏 名	

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することを、以下のとおり証明します。

氏 名		
住 所		
所 属		
生 年 月 日	年	月 日
射撃技能を確認した日	年	月 日
射撃技能を確認した 場所		
使用した銃の種類	散弾銃 ・ 散弾銃及びライフル銃以外の猟銃 ・ ライフル銃	
使用した銃弾の種類		
射 撃 姿 勢	立射 ・ 膝射 ・ 肘射 ・ 伏射 ・ その他 () 銃身の簡易な依託 あり (方法 :) ・ なし	
結 果	発射数	中心からの距離 (cm)
	1回目	
	2回目	
	3回目	
	4回目	
	5回目	

- (注) 1 該当するものを○で囲むこと。
2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
3 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載すること。

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者	住 所	
	法人の 名 称	
	代表者 の役職 ・氏名	

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日
第1種銃猟免許の交付年月日	年 月 日
銃所持許可証番号（装薬銃）	
過去3年間に装薬銃により捕獲等した数量	ニホンジカ： 頭
	イノシシ： 頭
過去3年間の事故の実績	1. あり（具体的に： ） 2. なし

- (注) 1 該当するものを○で囲むこと。
 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
 3 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等、捕獲等した数量がわかる書類を添付すること。

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者	住 所	
	法人の 名 称	
	代表者 の役職 ・氏名	

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、推薦いたします。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日

(注) 複数名を推薦する場合は、一枚に記載することができる。

鳥獣の捕獲等に係る実績

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者	住 所	
	法人の 名 称	
	代表者 の役職 ・氏名	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号に規定する、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

1 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の名称 (申請者が組織的に実施したと認められる理由)	
実施期間	
実施区域	
鳥獣の種類	
捕獲等の方法	
捕獲従事者の氏名	
実施結果	

2 鳥獣捕獲等事業における事故実績

事故発生の有無	1. 有 2. 無
事故の概要	※事故報告書を添付

備考 1 申請前3年以内の実績に限る。

- 2 複数の実績を有する場合は、上記様式を繰り返し記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄に記載し、定款その他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付すること。
- 5 鳥獣の種類については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣であること。
- 6 捕獲等の方法については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（法定猟法に限る。）であること。（銃猟、わな猟、網猟の別）
- 7 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載すること。なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも1名以上記載した上で、「他〇名」とすること。
- 8 実施結果については、捕獲数その他、受託した事業を適切に実施したかを記載すること。
- 9 該当する数字に〇をすること。
- 10 申請前3年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払い対象となる程度の事故であって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む。）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を含む。）を添付すること。

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者	住 所	
	法人の 名 称	
	代表者 の役職 ・氏名	

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号
に該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者	住 所	
	法人の 名 称	
	代表者 の役職 ・氏名	

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の10第2項の規定により法第18条の2の認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- 2 役員のうち法第40条第5号又は第6号のいずれかに該当する者がある者

研修実施状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

報告者	認定証番号	
	認定証交付 年 月 日	
	住 所	
	法人の名称	
	代表者の 役職・氏名	
	電話番号	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の13第3項の規定に基づき、研修の実施状況を報告します。

研修の 実施状況	(1年目)
	(2年目)
	(3年目)
研修計画の 改善状況	

備考 研修の実施状況欄には、実施時期、内容、研修を受けた者等について記載すること。